

市 職 員 の 給 与 状 況

市職員の給料や手当などは、給与条例や予算、決算などを議会で審議することで公にしています。現在の状況などについて、市民の皆さんにより一層のご理解をいただくためにお知らせします。

問い合わせ 総務課人事係 (☎☎8220)

1 人 件 費 (平成18年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (19,331)	66,541人
歳 出 額 (A)	236億455万円
人 件 費 (B)	52億3,054万円
人 件 費 率 (B/A)	22.2%

※人件費には、特別職に支給された給料、報酬、共済費を含む

2 給 与 費 (平成18年度普通会計決算)

職 員 数 (A)		5 6 1 人
給 与 費	給 料	2 1 億 9, 4 6 8 万 円
	職 員 手 当	3 億 4, 8 0 6 万 円
	期 末 ・ 勤 勉 手 当	8 億 8, 7 8 2 万 円
	計 (B)	3 4 億 3, 0 5 6 万 円
1 人 当 た り の 給 与 費 (B ／ A)		6 1 2 万 円

※職員手当は、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当などの諸手当(退職手当を除く)

3 平均給料月額および平均年齢 (平成19年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	342,300円	43歳5か月
技能労務職	319,600円	49歳5か月

4 初 任 給 (平成19年4月1日現在)

区 分		初任給	採用2年経過時
一般行政職	大学卒	176,800円	193,500円
	高校卒	142,800円	152,500円
技能労務職		142,800円	152,500円

5 経験年数別、学歴別平均給料月額 (平成19年4月1日)

区 分		経 験 年 数		
		7年以上~10年未満	10年以上~15年未満	15年以上~20年未満
一般行政職	大学卒	245,700円	277,500円	313,600円
	高校卒	202,000円	245,900円	276,100円
技能労務職		該当なし	242,100円	268,200円

6 一般行政職の給与水準

ラスパイレス指数……96.2

(平成19年4月1日現在。対前年比0.0)

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給料月額を100として比較した指数です

7 一般行政職の級別職員数 (平成19年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長	課長補佐
職 員 数	1人	65人	85人	47人	40人
構 成 比	0.2%	21.8%	28.6%	15.8%	13.4%
区 分	6級	7級	8級		計
標準的な職務内容	課長	次長	部長		
職 員 数	41人	13人	6人		298人
構 成 比	13.8%	4.4%	2.0%		100%

※1. 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名を記載しています

8 職 員 手 当

(1) 期末・勤勉手当 (平成18年度)

区 分	6月期	12月期	計	職務加算
期末手当	1.4月	1.6月	3.0月	有
勤勉手当	0.725月	0.725月	1.45月	有

(2) 退職手当

区 分	勤 続			最高限度額
	20年	25年	35年	
自己都合	24.44月分	34.84月分	49.40月分	59.28月分
勧奨退職	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額 (平成18年度)				2,506万円

※1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種にかかる職員に支給された平均額

(3) 特殊勤務手当 (平成18年度)

区 分		全 職 種
職員全体に占める 手当支給職員の割合		41.2%
支給対象職員1人当たり 平均支給年額		40,802円
手当の種類（手当数）		19
代表的な 手当	支給額の多い 手当の名称	夜間特殊勤務手当、救急出場手当、 徴収手当
	支給対象職員の 多い手当の名称	夜間特殊勤務手当、救急出場手当、 出勤手当

(4) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

扶養手当	配偶者、子どもなどの区分により扶養親族1人につき 6,000円~13,000円		
住居手当	持ち家、借家などの区分により5,000円~32,000円		
通勤手当	交通機関 利用者	運賃を基準として、最高50,000円まで支給	
	自動車など の利用者	距離区分により4,800円~22,000円	

9 特別職の報酬等 (平成19年度)

区 分	給 料 報酬月額	期 末 手 当			加算
		6月期	12月期	計	
市 長	810,000円	2.1月分	2.3月分	4.4月分	有
副市長	670,500円				
議 長	500,000円	1.6月分	1.7月分	3.3月分	有
副議長	440,000円				
議 員	400,000円				

※市長、副市長の給料月額は、平成20年度まで、それぞれ10%減額中の額

10 部門別職員数の状況および増減状況 (△はマイナス)

区 分	職 員 数	対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門	平成18年	平成19年	
一 般 行 政 部 門	議 会	7 6	△1 事務事業の見直し
	総 務	84 83	△1 "
	税 務	26 24	△2 "
	民 生	74 73	△1 "
	衛 生	27 24	△3 "
	農 林	25 22	△3 支所の見直し(部の統合)
	商 工	11 10	△1 事務事業の見直し
	土 木	51 43	△8 支所の見直し(部の統合)
	小 計	305 285	△20
特 別 行 政 区 分	教 育	144 142	△2 事務事業の見直し
	消 防	106 103	△3 退職者
	小 計	250 245	△5
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	16 16	0
	下水道	17 16	△1 事務事業の見直し
	その他	28 30	2 後期高齢者、介護保険制度改正に伴う増
	小 計	61 62	1
	計	616 592	△24

問い合わせ
健康づくり課保険年金係
(☎☎8257)

これまで、65歳以上74歳未満の人で、一定の障がいがある場合は、老人保健制度に加入することができました。これらの人も、4月以降は原則として後期高齢者医療制度の対象(被保険者)となります。しかし、現在加入中の健康保険に引き続き加入したい場合には、手続きをすることで、後期高齢者医療制度の被保険

者とならないこともできます。手続きは、市役所の健康づくり課保険年金係の窓口で、3月中にしてください。詳しくは、お尋ねください。手続きをしても事務処理の都合で、後期高齢者医療の保険料を年金から天引き(特別徴収)される場合があります。そのときは、後日お返しします。ので、ご了承ください。

一定の障がいがある場合は
加入中の健康保険を継続できる

4月から、現在の老人保健制度にかわり、新たに後期高齢者医療制度が始まります。75歳以上の人は、現在加入している医療保険にかわり、4月からは後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。

病院や医院で診察を受けるときに必要な保険証は、3月中に皆さんのお手元に届きます。保険証は一人に1枚です。4月1日以降は、その保険証を使ってください。

後期高齢者医療制度
3月中に1人1枚、
保険証が送られてきます

75歳以上の
人

子育て応援団キャンペーンinそうじゃ

オープニングは、ピアノとフルートのコンサート。2日間を通じて、人形劇や遊びのコーナー、工作など子どもたちが楽しめるメニューがいっぱい。また、「地域ぐるみの子育て支援」をテーマに、子育て支援団体の活動紹介も行われる。

問い合わせ こども課子育て支援係 (☎☎8268)

天満屋ハピータウンリブ総社店

3/16日・17日
11:00~16:00

歯科衛生士さんによる
「家族で楽しく
健口づくり」

大型紙芝居
「せんたくおばさん」
「三匹のやぎの
がらがらどん」

くるみボタンを
作ろう

人形劇
「赤ずきんちゃん」

遊びの
コーナー
●昔あそび
●ビーズなどの
小物づくり
●バルーン遊び

「ももっこカード」を持参した人には、子どもが喜ぶプレゼントがあります